

令和7年度 長門市一般廃棄物処理実施計画

1 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

3 処理する廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する一般廃棄物

4 処理区域

長門市全域

5 一般廃棄物処理実績及び見込み

区 分	令和6年度実績	令和7年度見込み(※)
ごみ	8,625 t	8,513 t
し尿及び浄化槽汚泥	6,107 kl	6,209 kl

※一般廃棄物処理基本計画等から推計

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
人口・世帯数	30,725 人	29,969 人
	15,517 戸	15,363 戸

参 考：一般廃棄物処理実績の推移
・ごみ

	R2	R3	R4	R5	R6
人口推移(人)	32,819	32,031	31,328	30,725	29,969
総合計(t)	9,505	9,544	9,506	9,001	8,625
可燃ごみ(t)	7,828	7,788	7,865	7,434	7,092
粗大ごみ(t)	662	688	655	645	611
不燃ごみ(t)	380	407	392	375	355
プラスチック製 容器包装類(t)	246	238	231	214	220
ビン類(t)	207	198	190	179	165
紙製容器包装類(t)	60	62	53	39	40
PET ボトル(t)	59	62	62	62	60
缶類(t)	63	60	55	52	50
火災ごみ(t)	0	42	4	1	32

・し尿、浄化槽汚泥

	R2	R3	R4	R5	R6
人口推移(人)	32,819	32,031	31,328	30,725	29,969
総合計(kl)	6,787	6,279	6,375	6,446	6,107
し尿(kl)	2,338	1,907	1,995	1,769	1,593
浄化槽汚泥(kl)	4,449	4,372	4,380	4,677	4,514

6 収集・運搬に関すること

○市が収集運搬するもの・・・一般家庭及び市の所有する施設から、指定のごみステーションに排出されるごみ。

ごみステーションを維持・管理する自治会等の了承を得て排出される少量の事業系ごみ。

○許可業者が収集運搬するもの・・・事業所から排出されるごみ。

1)ごみ

区 分		収集運搬 主体	収集方法	搬入先
家庭系 ごみ	燃えるごみ	・一部直営 ・許可業者へ 委託	ステーション 方式	萩・長門清掃工場
	燃えないごみ			長門市清掃工場 粗大ごみ処理施設
	プラスチック製 容器包装類			長門市清掃工場 リサイクル施設
	紙製 容器包装類			長門市清掃工場 リサイクル施設
	粗大ごみ			萩・長門清掃工場 長門市清掃工場 粗大ごみ処理施設
	古紙・衣類	・一部直営 ・許可業者へ 委託	・ステーション 方式 ・直接資源化	長門市清掃工場 リサイクル施設 資源化業者
	電池類	・一部直営 ・許可業者へ 委託	・ステーション 方式 ・拠点回収	長門市清掃工場
	ビン・缶・ ペットボトル	・一部直営 ・許可業者へ 委託	・ステーション 方式 ・拠点回収	長門市 リサイクルセンター
	蛍光灯	許可業者へ 委託	拠点回収	長門市清掃工場
	小型家電			
事業系 ごみ	—	事業者自らの責任で行う他、市 の許可業者による		萩・長門清掃工場 長門市清掃工場
集団回収	古紙・古布等	団体回収	直接資源化	資源化業者

2)し尿・浄化槽汚泥

区 分	収集運搬主体	搬入先
し尿	市の許可業者(2社)	長門市し尿等前処理施設
浄化槽汚泥		

7 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事項

一般廃棄物の排出、収集運搬実績等を勘案すると、既許可業者による適正な収集運搬体制が確保されていると判断されるため、原則として新規の許可は行わない。

収集運搬業許可業者(一般ごみ)

許可業者名	許可区域
有限会社 長門清掃管理センター	長門市全域
大津清掃 有限会社	
村田商店	
有限会社 中央総業	
公益社団法人 長門市シルバー人材センター	

収集運搬業許可業者(し尿)

許可業者名	許可区域
有限会社 長門環境管理センター	長門・日置・油谷 地区
有限会社 馬場クリーン	三隅地区

収集運搬業許可業者(浄化槽汚泥)

許可業者名	許可区域
有限会社 長門環境管理センター	長門市全域
有限会社 馬場クリーン	三隅地区

8 処理施設の概要

収集した廃棄物について、下記施設で適正に中間処理及び最終処分を行う。

1)ごみ処理施設

①中間処理施設

施 設 名	萩・長門清掃工場（焼却施設）
供用開始年	平成 27 年
経過年数	9 年
処理対象	可燃ごみ
炉形式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	104t/日(52t/24h×2 炉)
焼却設備	ストーカ式

施 設 名	長門市清掃工場（粗大ごみ処理施設）
供用開始年	平成 15 年
経過年数	22 年
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
破碎機形式	二軸式破碎機＋高速回転式破碎機
処理能力	10t/日
形式	選別・破碎

施 設 名	長門市清掃工場(リサイクル施設)
供用開始年	平成 29 年
経過年数	8 年
処理対象	紙製容器包装類、プラスチック製容器包装類
処理能力	その他プラ製容器 2.9t/日
形式	選別、圧縮・梱包

施 設 名	長門市リサイクルセンター
供用開始年	平成 13 年
経過年数	24 年
処理対象	缶・びん類・ペットボトル
処理能力	4.9t/日
形式	選別、圧縮・梱包

②最終処分施設

施設名	一般廃棄物最終処分場
埋立開始年	平成 17 年
経過年数	20 年
埋立終了年度	令和 12 年(2030 年)
埋立地面積	3,300m ²
全体容量	13,000m ³
残余容量	6,966m ³ (R7.3 月末)
処理対象	焼却処理残渣、不燃物処理残渣

2)し尿処理施設

施設名	東深川浄化センターし尿前処理施設
供用開始年	平成 27 年
経過年数	9 年
処理対象	し尿・浄化槽汚泥

9 ごみの排出抑制に向けた取り組み

1) 普及・啓発活動の推進

- ・市民を対象に、ごみ処理施設見学の受け入れ。
- ・各種イベント等で啓発を行い、市民にごみ減量に関する理解を深めてもらう。

2)生ごみ・食品ロスの削減対策

- ・ごみ減量化機器等購入費補助金の利用促進。
- ・「やまぐち3きっちる運動」の推進。
- ・各種イベント、広報紙、ホームページ等で食品ロス削減にむけた啓発。

3)ごみの出し方、分別の徹底

- ・ごみの出し方、分別の仕方について、出前講座の開催や関連イベントに参加することにより幅広い年代に周知、啓発を行う。
- ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や長門市公式 LINE を活用し情報発信を行う。

10 生活排水処理対策の取り組み

- ・公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や集落排水処理施設の普及促進、合併処理浄化槽の設置推進により生活排水処理の必要性について周知と啓発に努める。
- ・市民及び事業者に対して、浄化槽の適正な維持管理に関する啓発を行う。